

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	埼玉県		整理番号	1					
活用枠※1	<input checked="" type="checkbox"/> 産地戦略枠 <input type="checkbox"/> 従来枠 <input type="checkbox"/> 追加配分枠			分類※2	<input type="checkbox"/> ア	<input checked="" type="checkbox"/> イ	<input type="checkbox"/> ウ		
使途	担い手による麦・大豆の取組								
対象作物	麦、大豆(二毛作を含む)								
単価	5, 500円／10a	参考となる単価※3	6, 400円／10a						
内容	担い手が販売を目的として水田で栽培する麦及び大豆に対して、その作付面積に応じて助成する。								
具体的要件	<p>○対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者、人・農地プランで中心経営体に位置付けられたもの</p> <p>○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 なお、同一ほ場で当該助成の対象作物同士の二毛作を行った場合または異なる整理番号の助成の対象作物との二毛作を行った場合については、いずれも助成の対象とする。</p> <p>○対象作物 麦、大豆(二毛作を含む)</p>								
確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者であることの確認は、市町村の農業経営改善計画書の認定書による。 ・ 集落営農組織であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱(以下要綱)Ⅲの2の(4)の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について(平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知)に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ・ 認定新規就農者であることの確認は、市町村の発行する認定書による。 ・ 人・農地プランで中心経営体に位置付けられたものであることの確認は人・農地プランによる。 ・ 対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ・ 作付面積の確認は、要綱Ⅳの第2の5の規定に準じて行う。 ・ 出荷・販売等の確認は、要綱Ⅳの第2の4の(2)の規定に準じて行う。 								
備考									

※1 「活用枠」欄は該当する項目の□に✓（チェック）を付けてください。

※2 「分類」は、産地戦略枠を活用する場合、実施要綱別紙16の2 (5) のア、イ、ウのいずれに該当するか□に✓（チェック）を付けてください。

※3 「参考となる単価」は、単価を設定する上で参考とした前年度単価又は前々年度単価のいずれかを記載してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	埼玉県		整理番号	2					
活用枠※1	<input checked="" type="checkbox"/> 産地戦略枠 <input type="checkbox"/> 従来枠 <input type="checkbox"/> 追加配分枠			分類※2	<input type="checkbox"/> ア	<input checked="" type="checkbox"/> イ	<input type="checkbox"/> ウ		
使途	担い手による所得向上に向けた野菜生産の取組								
対象作物	野菜(基幹作及び二毛作)								
単価	5, 500円／10a	参考となる単価※3	6, 400円／10a						
内容	担い手が販売を目的として水田(露地)で栽培する野菜について、その作付面積に応じて助成する。								
具体的要件	<p>○対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者、人・農地プランで中心経営体に位置付けられたもの ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 同一ほ場で異なる整理番号の助成の対象作物との二毛作を行った場合についても対象とする。 なお、同一ほ場で整理番号2の取組に対する助成は1作限りとする。</p> <p>○対象作物 ・販売を目的として露地で栽培された野菜 ・当該年度に出荷・販売実績があるもの</p>								
確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者であることの確認は、市町村の農業経営改善計画書の認定書による。 ・ 集落営農組織であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱Ⅲの2の(4)の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について(平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知)に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ・ 認定新規就農者であることの確認は、市町村の発行する認定書による。 ・ 人・農地プランで中心経営体に位置付けられたものであることの確認は人・農地プランによる。 ・ 対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ・ 作付面積の確認は、営農計画書及び現地確認により行う。 ・ 露地で栽培されたことの確認は、現地確認により行う。 ・ 出荷・販売されたことの確認は、出荷・販売伝票により行う。 								
備考									

※1 「活用枠」欄は該当する項目の□に✓（チェック）を付けてください。

※2 「分類」は、産地戦略枠を活用する場合、実施要綱別紙16の2（5）のア、イ、ウのいずれに該当するか□に✓（チェック）を付けてください。

※3 「参考となる単価」は、単価を設定する上で参考とした前年度単価又は前々年度単価のいずれかを記載してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	埼玉県		整理番号	3							
活用枠※1	<input checked="" type="checkbox"/> 産地戦略枠 <input type="checkbox"/> 従来枠 <input type="checkbox"/> 追加配分枠			分類※2	<input type="checkbox"/> ア	<input checked="" type="checkbox"/> イ	<input type="checkbox"/> ウ				
使途	担い手による飼料用米・米粉用米の取組										
対象作物	飼料用米、米粉用米										
単価	3,000円／10a	参考となる単価※3									
内容	担い手が水田で栽培する戦略作物助成の対象となっている飼料用米及び米粉用米に対して、その作付面積に応じて助成する。										
具体的要件	<p>○対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者、人・農地プランで中心経営体に位置付けられたもの</p> <p>○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 同一ほ場で異なる整理番号の助成の対象作物との二毛作を行った場合についても対象とする。</p> <p>○対象作物 戦略作物助成の対象となっている飼料用米、米粉用米</p>										
確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者であることの確認は、市町村の農業経営改善計画書の認定書による。 ・ 集落営農組織であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱Ⅲの2の(4)の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について(平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知)に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ・ 認定新規就農者であることの確認は、市町村の発行する認定書による。 ・ 人・農地プランで中心経営体に位置付けられたものであることの確認は人・農地プランによる。 ・ 対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ・ 作付面積の確認は、戦略作物助成の確認で兼ねる。 										
備考											

※1 「活用枠」欄は該当する項目の□に✓（チェック）を付けてください。

※2 「分類」は、産地戦略枠を活用する場合、実施要綱別紙16の2(5)のア、イ、ウのいずれに該当するか□に✓（チェック）を付けてください。

※3 「参考となる単価」は、単価を設定する上で参考とした前年度単価又は前々年度単価のいずれかを記載してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	埼玉県		整理番号	4				
活用枠※1	<input checked="" type="checkbox"/> 産地戦略枠 <input type="checkbox"/> 従来枠 <input type="checkbox"/> 追加配分枠			分類※2	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ			
使途	二毛作助成							
対象作物	戦略作物(麦、大豆、飼料作物、WCS用稻、加工用米、飼料用米、米粉用米)及びそば、なたね(二毛作のみ)							
単価	8,600円／10a	参考となる単価※3	15,000円／10a					
内容	「主食用米と対象作物」又は「対象作物同士」の組み合わせによる二毛作を行った場合、二毛作として作付けする対象作物の作付面積に応じて助成する。							
具体的要件	<p>○対象者 販売農家、集落営農</p> <p>○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 同一ほ場で異なる整理番号の助成の対象作物との二毛作を行った場合についても対象とする。</p> <p>○対象作物 戦略作物助成の対象作物(麦、大豆、飼料作物、WCS用稻、加工用米、飼料用米、米粉用米)及びそば、なたね(二毛作のみ)</p> <p>○その他要件 別紙のとおり</p>							
確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱(以下要綱)IVの第2の4の(2)の規定に準じて行う。 集落営農組織であることの確認は、要綱IIIの2の(4)の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について(平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知)に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 作付面積の確認は、要綱IVの第2の5の規定に準じて行う。 その他要件については、別紙のとおり。 							
備考								

※1 「活用枠」欄は該当する項目の□に✓（チェック）を付けてください。

※2 「分類」は、産地戦略枠を活用する場合、実施要綱別紙16の2（5）のア、イ、ウのいずれに該当するか□に✓（チェック）を付けてください。

※3 「参考となる単価」は、単価を設定する上で参考とした前年度単価又は前々年度単価のいずれかを記載してください。

(別紙)二毛作助成のその他要件について

1 具体的要件

二毛作助成の対象作物については、以下の要件を満たして生産され、当該年度内に収穫を行うものであり、出荷・販売を行うこと。

(1)麦

農協等と実需者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者との販売契約を締結していること。

(2)大豆

農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。

(3)飼料作物

実需者等との利用供給協定を締結していること。自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。

(4)飼料用米、米粉用米

新規需要米取組計画(需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙4の第5の1)又は生産製造連携事業計画(米穀の新用途への利用の促進に関する法律第5条第3項)の認定を受けていること。

(5)WCS用稻

新規需要米取組計画の認定を受けていること。

(6)加工用米

加工用米取組計画(需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙3の第5)の認定又は加工用米出荷契約(需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙3の第6)を締結していること。

※麦、大豆のうち、自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第10-4号)を作成すること。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成すること。

2 確認方法

(1)麦

出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第10-4号)により確認する。

(2)大豆

出荷販売契約及び出荷販売伝票により確認する。自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売)計画書兼出荷・販売等実績報告書」(様式第10-4号)により確認する。

(3)飼料作物

利用供給協定書又は自家利用計画書により確認する。

(4)飼料用米、米粉用米

新規需要米取組計画書及び新規需要米生産集出荷数量一覧表により確認する。

(5)WCS用稻

新規需要米取組計画書及び新規需要米生産集出荷数量一覧表により確認する。

(6)加工用米

加工用米取組計画書又は加工用米出荷契約書及び加工用米生産集出荷数量一覧表により確認する。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	埼玉県		整理番号	5		
活用枠※1	<input checked="" type="checkbox"/> 産地戦略枠 <input type="checkbox"/> 従来枠 <input type="checkbox"/> 追加配分枠			分類※2	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ	
使途	わら利用(耕畜連携)					
対象作物	飼料用米、わら専用稻					
単価	6,500円／10a	参考となる単価※3	13,000円／10a			
内容	利用供給協定に基づきわら専用稻の生産及び飼料用米生産ほ場の稻わら利用の取組を実施した婆合、その取組面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>○対象者 販売農家、集落営農</p> <p>○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 同一ほ場で整理番号6との重複助成はできない。</p> <p>○対象作物 - 飼料用米、わら専用稻 - 別紙の内容が含まれた3年間以上を締結期間とする利用供給協定書を締結(自家利用の場合には自家利用計画を策定)していること。 - 当年産において、わら専用稻及び飼料用米の作付が行われる水田であること。 - そのわらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用される稻の作付けであること。 - 刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期であること。</p>					
確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱(以下要綱)IVの第2の4の(2)の規定に準じて行う。 ・ 集落営農組織であることの確認は、要綱IIIの2の(4)の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について(平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知)に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ・ 対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ・ 作付面積の確認は、要綱IVの第2の5の規定に準じて行う。 ・ 利用供給協定に含まれる事項の確認は、利用供給協定書により確認する。 ・ わらが飼料として供給され、子実が飼料として利用された確認は、作業日誌及び新規需要米生産集中荷数量一覧表により確認する。 ・ 刈り取り時期が出穂期以降で利用供給協定書に定める時期の確認は、作業日誌により確認する。 					
備考						

※1 「活用枠」欄は該当する項目の□に✓(チェック)を付けてください。

※2 「分類」は、産地戦略枠を活用する場合、実施要綱別紙16の2(5)のア、イ、ウのいずれに該当するか□に✓(チェック)を付けてください。

※3 「参考となる単価」は、単価を設定する上で参考とした前年度単価又は前々年度単価のいずれかを記載してください。

(別紙)利用供給協定に含まれるべき事項

わら利用(わら専用稻の生産及び飼料用米生産ほ場の稻わら利用の取組)

- (1)取組の内容
- (2)わらを生産する者
- (3)わらを収集する者
- (4)わらを利用する者
- (5)ほ場の場所及び面積
- (6)刈取り時期
- (7)利用供給協定締結期間
- (8)わら取引の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (9)その他必要な事項

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	埼玉県		整理番号	6									
活用枠※1	<input checked="" type="checkbox"/> 産地戦略枠 <input type="checkbox"/> 従来枠 <input type="checkbox"/> 追加配分枠			分類※2	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ								
使途	資源循環(耕畜連携)												
対象作物	粗飼料作物等												
単価	6,500円／10a	参考となる単価※3		13,000円／10a									
内容	水田で生産された対象作物の供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥を対象作物を作付けする又は作付けした水田に施肥する取組を実施した場合、その取組面積に応じて助成する。												
具体的要件	<p>○対象者 販売農家、集落営農</p> <p>○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 同一ほ場で整理番号5との重複助成はできない。</p> <p>○対象作物 - 粗飼料作物等(別紙1) - 別紙2の内容が含まれた3年間以上を締結期間とする利用供給協定書を締結していること。 - 当該年度における堆肥の散布の取組であること。 - 敷設される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産された対象作物の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。 - 堆肥を敷設する者は、水田で生産された対象作物の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者(飼料生産水田への堆肥敷設の取組の交付対象車を除く。)であること。 - 同一年度において他に水田への堆肥敷設の取組による助成を受けない水田であること。 - 堆肥の敷設量が10a当たりで2t又は4m³以上であること。ただし、地域の公的機関が堆肥の敷設量に関する基準を定めている場合にあっては、地域協議会の判断により当該基準に代えることができる。 (注)自ら家畜を飼養している者については、当該家畜のすべての堆肥を慣行に従って自己所有地に敷設しても、なお堆肥が不足する場合に、不足分を利用供給協定に基づいて敷設した面積に限り対象とする。 </p>												
確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱(以下要綱)IVの第2の4の(2)の規定に準じて行う。 集落営農組織であることの確認は、要綱IIIの2の(4)の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について(平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知)に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 作付面積の確認は、要綱IVの第2の5の規定に準じて行う。 利用供給協定に含まれる事項の確認は、利用供給協定書により確認する。 堆肥の敷設に係る確認は、作業日誌又は販売伝票等により確認する。 												
備考													

※1 「活用枠」欄は該当する項目の□に✓(チェック)を付けてください。

※2 「分類」は、産地戦略枠を活用する場合、実施要綱別紙16の2(5)のア、イ、ウのいずれに該当するか□に✓(チェック)を付けてください。

※3 「参考となる単価」は、単価を設定する上で参考とした前年度単価又は前々年度単価のいずれかを記載してください。

(別紙1)粗飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦(らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。)、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稻、WSC用稻、わら専用稻、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スムーズブロムグラス、トルフェスク、メドーフエスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

※上記の粗飼料作物等については、食用に供される畜産物を生産するために飼養される牛、馬、めん羊、山羊に供される場合に限る。

(別紙2)利用供給協定に含まれるべき事項

資源循環(飼料生産水田へのたい肥散布の取組)

- (1)取組の内容
- (2)供給される飼料作物の種類
- (3)飼料作物を生産する者
- (4)堆肥を散布する者
- (5)ほ場の場所及び面積
- (6)堆肥の散布時期及び量
- (7)利用供給協定締結期間
- (8)堆肥散布の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (9)その他必要な事項

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	埼玉県		整理番号	7								
活用枠※1	<input type="checkbox"/> 産地戦略枠 <input type="checkbox"/> 従来枠 <input checked="" type="checkbox"/> 追加配分枠			分類※2	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ							
使途	飼料用米、米粉用米の多収品種への取組											
対象作物	飼料用米、米粉用米											
単価	12,000円／10a	参考となる単価※3	12,000円／10a									
内容	多収品種の作付面積に応じて助成する。											
具体的要件	<p>○対象者 販売農家、集落営農</p> <p>○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 同一ほ場で異なる整理番号の助成の対象作物との二毛作を行った場合についても対象とする。</p> <p>○対象作物 ・飼料用米、米粉用米 ・多収品種であること 多収品種の範囲は、需要に応じた米生産の推進に関する要領の別紙3の第4の3に規定する品種</p>											
確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱(以下要綱)IVの第2の4の(2)の規定に準じて行う。 集落営農組織であることの確認は、要綱IIIの2の(4)の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について(平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知)に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 作付面積の確認は、要綱IVの第2の5の規定に準じて行う。 多収品種であることの確認は、要綱別紙15の3(2)の規定に準じて行う。 											
備考												

※1 「活用枠」欄は該当する項目の□に✓（チェック）を付けてください。

※2 「分類」は、産地戦略枠を活用する場合、実施要綱別紙16の2 (5) のア、イ、ウのいずれに該当するか□に✓（チェック）を付けてください。

※3 「参考となる単価」は、単価を設定する上で参考とした前年度単価又は前々年度単価のいずれかを記載してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	埼玉県		整理番号	8								
活用枠※1	<input checked="" type="checkbox"/> 産地戦略枠 <input type="checkbox"/> 従来枠 <input checked="" type="checkbox"/> 追加配分枠			分類※2	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ							
使途	加工用米の複数年契約(3年間以上)の取組 ※継続分のみ											
対象作物	加工用米											
単価	12,000円／10a	参考となる単価※3	12,000円／10a									
内容	生産者等と需要者等との間で、契約内容に数量等を含む複数年契約を事前に締結した場合、その契約数量の面積換算値に応じて助成する。											
具体的要件	○対象者 販売農家、集落営農 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 同一ほ場で異なる整理番号の助成の対象作物との二毛作を行った場合についても対象とする。 ○対象作物 ・加工用米 ・生産者等と需要者等との間で、複数年契約を事前に締結したもの 対象期間： 3年間以上(平成27年産から平成29年産までの3年分又は平成28年産から平成30年産までの3年分を含むもの)の加工用米の売買に関する契約であること 契約書の内容： ・各年産米の契約数量、契約価格(契約価格の設定方法を含む)が明確に記載されていること ・契約不履行に対する違約条項があること											
確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱(以下要綱)IVの第2の4の(2)の規定に準じて行う。 ・集落営農組織であることの確認は、要綱IIIの2の(4)の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について(平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知)に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ・対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ・作付面積の確認は、要綱IVの第2の5の規定に準じて行う。 ・複数年契約を締結したことと契約内容の確認は、生産者等と需要者等との間での出荷販売契約書(3年間以上の複数年契約のもの)により行う。 											
備考												

※1 「活用枠」欄は該当する項目の□に✓(チェック)を付けてください。

※2 「分類」は、産地戦略枠を活用する場合、実施要綱別紙16の2(5)のア、イ、ウのいずれに該当するか□に✓(チェック)を付けてください。

※3 「参考となる単価」は、単価を設定する上で参考とした前年度単価又は前々年度単価のいずれかを記載してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	埼玉県		整理番号	9		
活用枠※1	<input checked="" type="checkbox"/> 産地戦略枠 <input type="checkbox"/> 従来枠 <input checked="" type="checkbox"/> 追加配分枠			分類※2	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ	
使途	そば、なたねの作付の取組					
対象作物	そば、なたね(基幹作のみ)					
単価	20,000円／10a		参考となる単価※3	20,000円／10a		
内容	当年における作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	○対象者 販売農家、集落営農 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 同一ほ場で異なる整理番号の助成の対象作物との二毛作を行った場合についても対象とする。 なお、同一ほ場で整理番号9の取組に対する助成は1作限りとする。 ○対象作物 -そば、なたね(基幹作のみ) -出荷・販売契約を締結または自家加工販売計画を作成し、販売を目的として作付され、当該年度に販売実績があるもの					
確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱(以下要綱)IVの第2の4の(2)の規定に準じて行う。 ・集落営農組織であることの確認は、要綱IIIの2の(4)の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について(平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知)に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ・対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ・作付面積の確認は、要綱IVの第2の5の規定に準じて行う。 ・契約を締結し、出荷・販売されたことの確認は、出荷・販売契約書、出荷・販売伝票、自家加工販売計画書により行う。 					
備考						

※1 「活用枠」欄は該当する項目の□に✓（チェック）を付けてください。

※2 「分類」は、産地戦略枠を活用する場合、実施要綱別紙16の2 (5) のア、イ、ウのいずれに該当するか□に✓（チェック）を付けてください。

※3 「参考となる単価」は、単価を設定する上で参考とした前年度単価又は前々年度単価のいずれかを記載してください。

新規

前年度継続(変更あり)

前年度継続

助成開始年度

H27

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	埼玉県		整理番号	10		
活用枠※1	<input checked="" type="checkbox"/> 産地戦略枠 <input type="checkbox"/> 従来枠 <input checked="" type="checkbox"/> 追加配分枠			分類※2	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ	
使途	備蓄米生産の取組					
対象作物	備蓄米					
単価	7,500円／10a	参考となる単価※3	7,500円／10a			
内容	備蓄米の政府買い入れに係る競争入札において落札された数量に対応する備蓄米の取組に対して助成する。					
具体的要件	○対象者 販売農家、集落営農 ○対象となる農地 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田 ○対象作物 ・備蓄米 ・平成29年産政府備蓄米の買入入札における落札 ・売渡人との間で備蓄米に係る出荷契約を締結し、それに基づき出荷すること。					
確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・販売農家であることの確認は、経営所得安定対策等実施要綱(以下要綱)IVの第2の4の(2)の規定に準じて行う。 ・集落営農組織であることの確認は、要綱IIIの2の(4)の規定及び平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について(平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知)に準じ、規約と共同販売経理を確認できる書類で確認する。 ・対象作物が作付けされた水田が、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であることの確認は、水田台帳及び営農計画書により行う。 ・作付面積の確認は、要綱IVの第2の5の規定に準じて行う。 					
備考						

※1 「活用枠」欄は該当する項目の□に✓（チェック）を付けてください。

※2 「分類」は、産地戦略枠を活用する場合、実施要綱別紙16の2（5）のア、イ、ウのいずれに該当するか□に✓（チェック）を付けてください。

※3 「参考となる単価」は、単価を設定する上で参考とした前年度単価又は前々年度単価のいずれかを記載してください。

産地交付金の活用方法に係る調整方法等は以下のとおり

2回目の配分を受けた場合の調整方法

次の①→②の順に調整を行う。

- ① 整理番号4(二毛作助成)の単価8,600円/10aを13,000円/10aを上限として、2回目の配分額を充当する。
- ② ①を実施してなお残余がある場合は、整理番号1(麦・大豆扱い手)の単価5,500円/10aを6,400円/10aを上限として、2回目の配分額を充当する。

主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回った面積に相当する追加配分を受けた場合の調整方法

次の①→②の順に調整を行う。

- ① 整理番号4(二毛作助成)の単価8,600円/10aを13,000円/10aを上限として、2回目の配分額を充当する。
- ② ①を実施してなお残余がある場合は、整理番号1(麦・大豆扱い手)の単価5,500円/10aを6,400円/10aを上限として、2回目の配分額を充当する。

所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

(1)全ての枠で所要額が配分枠を上回る場合

2回目配分及び主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回った面積に相当する追加配分により充当した単価を当初計画単価に戻した上で、配分枠の合計額に収まるよう一律に減額を行う。

その際、下記の①式により単価調整係数(少数第5位以下切り捨て)を計算し、交付単価を一律に減額(10円未満切り捨て)する。

【①式】

単価調整係数=全ての配分枠の合計／(全ての配分枠内の各使途ごとの対象面積×計画時の交付単価)の合計
上記の減額調整により余剰が生じた場合は、上記4及び5に基づき、①→②の順に単価を充当する。

(2)所要額が配分枠を下回る枠と上回る枠が生じた場合

2回目配分及び主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回った面積に相当する追加配分により充当した単価を当初計画単価に戻し、所要額を算定し、

下回る枠の設定単価分の財源を確保した上で、その残額を上回る枠へ充当し、可能な限り設定単価の確保を図る。

上回る枠は下記②式により単価調整係数(少数第5位以下切り捨て)を計算し、交付単価を一律に減額(10円未満切り捨て)する。

【②式】

単価調整係数=当該の配分枠合計／(当該の配分枠内の各使途ごとの対象面積×計画時の交付単価)の合計
上記の減額調整により余剰が生じた場合は、上記4及び5に基づき、①→②の順に単価を充当する。

なお、追加配分枠に産地戦略枠分の残余を充当する場合は、当初、産地戦略枠で配分を受けた額は充当しないこととする。

※ 枠の種類は以下の3種類

産地戦略枠 : 整理番号1(扱い手による麦・大豆の取組)、整理番号2(扱い手による所得向上に向けた水田での野菜生産の取組)

整理番号3(扱い手による飼料用米・米粉用米の取組)、整理番号4(二毛作助成)、整理番号5(わら利用・耕畜連携)

整理番号6(資源循環・耕畜連携)

従来枠 : 本県では設定なし

追加配分枠 : 整理番号7(飼料用米、米粉用米の多収品種への取組)、整理番号8(加工用米の複数年契約(3年間以上)の取組 ※継続分のみ)

整理番号9(そば、なたねの作付の取組)、整理番号10(備蓄米生産の取組)